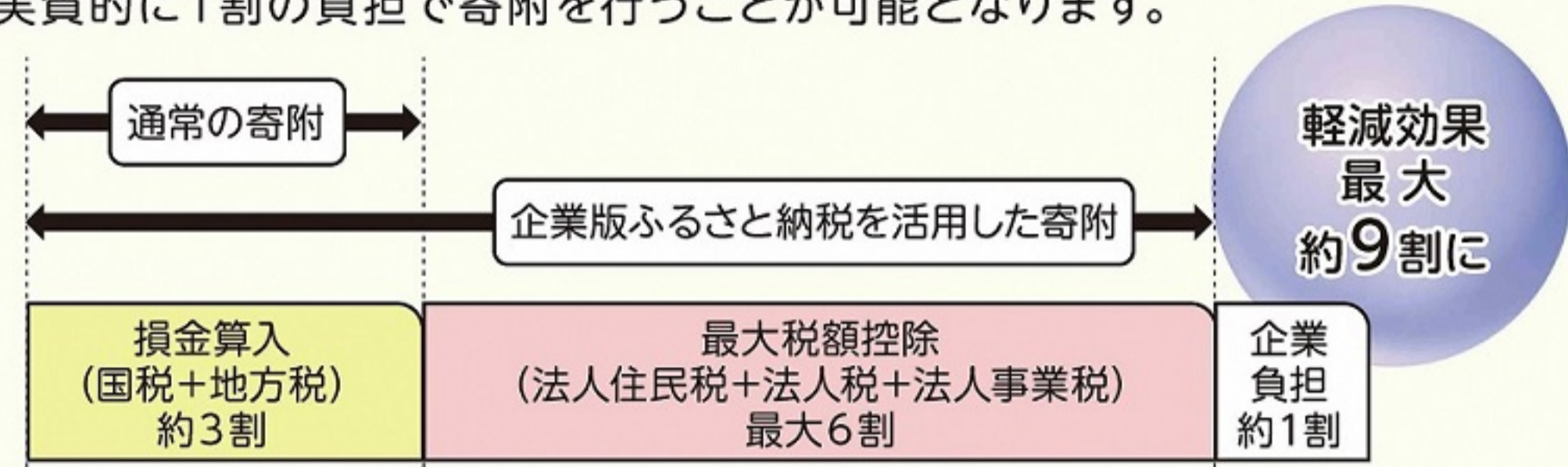


企業版ふるさと納税の概要

地方公共団体が行う地方創生の取組に対して寄附を頂いた場合に、損金算入による税の軽減効果（約3割）に加え、法人関係税が最大6割控除され、実質的に1割の負担で寄附を行うことが可能となります。



ご寄附に対するメリット

法人関係税の税額控除という金銭面のメリットだけでなく、SDGsの達成に向けた社会貢献や津島市とのパートナーシップの構築、企業としてのPR活動にもつながります。

社会貢献

パートナーシップ構築

企業PR

寄附手続きの流れ

① 寄附のご相談・お申込み

寄附のご相談、お申込みについて、津島市企画政策課までご連絡ください。

② 寄附の払込み

寄附内容の確定後、納入通知書を送付しますので、寄附金の払込みをお願いします。

③ 税の申告

寄附金の受領後、受領証を送付しますので、法人関係税の申告にご利用ください。

寄附の要件・留意事項

- 10万円以上の寄附が対象となります。
- 本社（地方税における「主たる事務所又は事業所」）が津島市に存在する企業様の寄附は、対象になりません。
- 寄附の代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。



お問い合わせ

愛知県津島市 市長公室 企画政策課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地
TEL:0567-55-9465 E-mail:machi@city.tsushima.lg.jp



令和4年7月作成

津島市 企業版 ふるさと納税

オモイをカタチにしませんか

未来につなぐ、住んでみたい住んでよかつたまち津島

T S U S H I M A

市長メッセージ

津島市では今、人口減少や高齢化、SDGsの推進などの課題に向けて新しい「まちづくり」を進めています。

そして、この新しい「まちづくり」を企業の皆様と一緒に進めていきたいと考えています。

企業の皆様のオモイが新しいまちのカタチと なっていきます。チャレンジする津島市をぜひ応援してください。



津島市長 日比 一昭



津島のまちのにぎわいにご支援を

未来を担う子どもの
教育環境の充実



ユネスコ無形文化遺産登録の
「尾張津島天王祭」をはじめとする
四季折々の祭りの継承



古い町並みの保存や
まちのにぎわい創出



市民の憩いの場となる
公園施設の整備



津島市の地方創生に向けた取組事業（寄附対象事業）

津島市では、「津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に3つの戦略を掲げており、その戦略に関する事業が寄附の対象となります。

戦略
1

子どもを産み育てやすい
環境をつくる

戦略
2

まちの活力を高め、
人の流れをつくる

戦略
3

支えあい、安心して暮らせる
地域をつくる